

第26回部会でのご意見

トイレ(大人用介護ベッド)について

(下線部は今回の部会でご説明する内容)

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	大人用介護ベッドを150cm以上に大型化するのは良いことである。	大人用介護ベッドの長さに係る条例基準について、150cm以上への見直しを検討します。
2	設置を義務付ける規模として、現行の基準(1万㎡以上)から引き下げるべき。	<u>大人用介護ベッドの設置を要する規模について、引き下げを検討します。</u>
3	設置数の基準が現行(1か所以上)のままでは、例えば10,000㎡以上の建築物でも設置が1つとなり、探するのが困難となる。○㎡ごとに1つといった複数配置を基準化できないか。	<u>大規模な建築物において複数設置の基準化を検討します。</u>
4	たくさんのフロアの中から探すのは困難なので、現地に行った場合にどこに設置されているのかわかるようにすべき。	<u>条例ガイドラインへの追記を検討するとともに、大人用介護ベッドについて、案内設備への表示の義務化について検討します。</u>
5	大規模施設ではトイレの配置によって動線が長くなってしまい、車椅子利用者やベビーカー利用者の移動の負担になることから、配置について移動距離の規定を条例ガイドラインに追記すればよいのではないか。	条例ガイドラインにおいて、施設内における車椅子利用者用便所の配置の偏りを無くす等、より望ましいと考えられる整備内容の追記を検討します。
6	大人用介護ベッドの下にラックなどが設置され、電動車椅子では通れないトイレの事例があった。	条例ガイドラインにおいて、車椅子利用者用便房内での備品の配置などの留意すべき項目の追記を検討します。

劇場等の客席について

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	建築基準法施行条例の基準について、ぜひバリアフリー法と福祉のまちづくり条例へ一本化してもらいたい。	バリアフリー法政令改正を踏まえ、建築基準法施行条例と福祉のまちづくり条例の基準の整理を検討します。
2	建築基準法施行条例では、車椅子使用者用客席の幅85cmとなっているが、同伴者(介護者等)とセットで座れるような形式としてほしい。	国の検討状況等を注視しつつ、継続的に検討を進めます。また、条例ガイドラインにおいて、望ましい同伴者席の形式や先進的な事例の紹介など内容の充実化を検討します。
3	車椅子使用者用客席数について、総客席数の0.5%以上よりも高い水準としてほしいが、まずは国の基準に則ることも理解できる。	車椅子使用者用客席の設置数については、府内の整備実態等を整理・確認した上で、政令基準(客席総数の概ね0.5%以上)を基本に検討していきます。
4	今回の議論では客席数などの基準の検討を行い、次にサイトライン等の検討を行うというように、順番に進めていくという認識でよいか。	国の検討状況等を注視しつつ、継続的に検討を進めます。また、条例ガイドラインにおいて、望ましいサイトラインの形式や先進的な事例の紹介など内容の充実化を検討します。
5	映画館や劇場、ホール等は座った状態の鑑賞を前提としているため、サイトラインは確保されている。	サイトラインについては、施設の利用形態によっても異なると考えており、国の検討状況等を注視しつつ、継続的に検討を進めます。また、条例ガイドラインにおいて、望ましい同伴者席の形式や先進的な事例の紹介など内容の充実化を検討します。
6	車椅子席を増やすことは必要だと思うが、例えば総客席数100席の会場で車椅子席のスペースを中央に持つてくるとなると、スロープの設置等によりキャパシティが6~70席程度になると予想され、営業の面で難しいところが出てくると思う。	国の検討状況等を注視しつつ、継続的に検討を進めます。また、条例ガイドラインにおいて、望ましい客席の配置や先進的な事例の紹介など内容の充実化を検討します。

トイレ(フラッシュライト)について

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	新たにフラッシュライトを設置するだけでなく、既存の照明等でも対応できるようなものがあればよいと思う。	条例ガイドラインにおいて、フラッシュライト以外での対応方策や配慮事例の追記を検討します。
2	フラッシュライトの設置場所については、会議室などトイレ以外も検討してほしい。	条例ガイドラインにおいて、光警報装置の設置が望ましい場所の例示など、記載内容の充実化を検討します。

その他

番号	ご意見	検討の方向性(案)
1	車椅子トイレの利用頻度が少ないと思われる施設で、便房が物置になっていたことがあり、意識喚起が必要だと強く感じた。	引き続き福祉のまちづくりに係る意識醸成等に取り組んでまいります。
2	当事者の方と会合等を行う際に、バリアフリーがちゃんと整備されている会場を探すとホテルしか借りられず、会費が高くなり負担が大きかった。バリアフリーの必要性を改めて感じた。	引き続き建築物のバリアフリー化や福祉のまちづくりに係る意識醸成等に取り組んでまいります。
3	義務基準の対象外となる既存の建築物に対して、改築を促すような仕組みを検討することが必要ではないか。	条例ガイドラインにおいて、既存建築物の改修事例等の追記を検討するとともに、普及啓発に努めてまいります。